

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成27年11月2日（月曜日）
午後1時21分開会、午後2時24分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、臼澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、
千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、
中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、佐野河川課河川開発課長、
檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、
勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
千葉港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係審査
 - ア 議案第51号 水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の
締結に関し議決を求めることについて
 - イ 議案第54号 高田地区海岸砂浜再生（試験施工）工事の請負契約の締結に関し議
決を求めることについて
 - ウ 議案第55号 災害公営住宅（釜石市松原地区）新築（建築）工事の請負契約の締

結に関し議決を求めることについて

エ 議案第56号 災害公営住宅（釜石市嬉石第1地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり議案4件について審査を行います。

初めに、議案第51号水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その4）の1ページをお開き願います。議案第51号水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の内容について説明いたします。議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事。工事場所は、盛岡市内丸地内ほか183カ所。契約金額は48億1,140万円で、請負率は99.94%。請負者は株式会社東芝であります。工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波に伴い復旧・復興する防潮堤の水門、陸閘等について、遠方から自動で閉鎖するためのシステムを構築する工事であります。

資料の下段にシステム概要を記載しておりますが、当該システムは国が発令する津波警報等の衛星回線での信号受信を契機とし、自動で県の統制局から閉鎖が必要な県内の各水門や陸閘施設に門扉等の閉鎖の一斉命令を衛星回線で送信し、各施設ではその信号受信により門扉等の閉鎖及び閉鎖に係る安全警報等が自動で開始されるシステムであり、万が一自動閉鎖が行われなかった場合でも衛星回線を使用して遠隔、手動により個別のバックアップ操作を可能としているものでございます。工期は、平成31年3月15日までで、平成27年度から平成30年度までの4年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、2ページに随意契約結果説明書、3ページ、4ページに見積調書を添付しておりますが、説明を省略させていただきます。

また、5ページをお開き願います。プロポーザルの概要についてでございますが、6月9日に公告を行い、参加者を秘匿の上、提出された技術提案書及びプレゼンテーションによる技術提案内容を8月26日の審査委員会で審査し、外部の学識経験者の意見を伺った上で9月2日に受注候補者として決定したところでございます。

次に、6ページをお開き願います。審査結果は表のとおりでございます。見積価格点と

技術提案点の合計点が最も高かった者、株式会社東芝を受注候補者として決定したものでございます。

なお、審査結果の内訳を7ページに、提案項目に関する配点及び審査基準表を8から9ページに添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 大変素朴な質問をさせていただきます。このシステムは衛星通信系ということでもあります。私は、なぜ光ファイバーではなかったのかと。あの地域のデジタルデバイドの解消からいったら、衛星という議論に行く前に光ファイバー網でのデバイド解消も含めてそういう考え方をするという思考経路が当然あるべきだと思います。先進県の静岡県では光ファイバーを使っているということでもありますので、岩手県におけるITあるいはそういうシステム技術を使ってこういう防災、あるいはそれぞれの企業活動の発展、生活の利便性の向上ということを考えるときに一気に人工衛星に行く前に、あの地域の光ファイバーはどうなっていて、あの地域の光ファイバーが今後どうあるべきかということについて疑問あるいは思考をめぐらすという検討過程はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 ただいま光ファイバーに関しての検討の経過ということでございますけれども、御案内のとおり本県の沿岸部は岬と入り江が複雑に入り組んでおりますリアス海岸でございます。特有の地形でございますので、光ファイバーを操作しようとする水門とか陸閘まで配置しようとするると1,000キロメートルを超えるような光ファイバーの敷設が必要だという試算がありまして、整備費用については非常に多額なものになるという検討を行ってございました。その中で、確実な回線を使って水門、陸閘が操作できるものとして衛星系による電波というものを選択してございます。

なお、電波につきましては地上の無線もございますけれども、地上の無線系ですと同じく地形的な要因から中継局を多数設置しなければならないというような条件も出てきて、この中継局は今度は山の上につくる必要がありますので、それに伴う接続道路だとか、工事用道路だとか、こういったものも多額の費用がかかるということで、衛星系を活用したシステムとして検討立案したものでございます。

○柳村岩見委員 中継局を多数つくらなければならない。今回は、光ファイバーを使わないということですが、いつかは沿岸地域に中継局を多数つくって企業活動の場なり、生活の場なりに光ファイバーということについて、それは水門、陸閘の場所までとはいかないまでも、人間の活動の場まで引かなければならないということが岩手県のテーマとして必ずあるのだと思うのです。この機会にそのことをやり終えておくということぐらいは、私は意味があるのではないかと考えています。一挙に人工衛星というのは、今説明されたことの難点を解消することができるかもしれない。だけれども、いつかまた生活の場、企業の経済活動の場に光ファイバーが必要となり、いつか対応しなければならない。そして、

復興というのがあらかためどがついた段階では、復興の予算を使うことができず、多額の予算がかかるということになり、今こういう時期に復興の予算枠でそういうことができるときに、しなかったということ、後から歴史の顛末を思うときに、その検討をやっていることの意味があると思ったのです。

○**神崎浩之委員** まず、部長にお聞きしますが、今回のこの提案に対して、まず議会運営委員会で岩崎友一副委員長が、常任委員会で私が、それから本会議では高橋孝眞議員が、そして決算特別委員会では嵯峨委員、高橋孝眞委員が質問しているわけなのですが、今回どういう意味合いで我々議員がこの契約に対して疑問を持っているかについて、部長はどういうふうに捉えられているのか、まずお伺いしたいと思います。

○**蓮見県土整備部長** 今回水門・陸閘自動閉鎖システムの契約議案を提案させていただいたわけですが、今議会ではさまざまな御質問を受けました。1点目は、まず契約相手方が株式会社東芝でいいのかという御質問でございました。それから、衛星通信システムを使うということで、そのシステムの概要についての御質問もありましたし、信頼性が確保できるのか、バックアップ体制はどうかという話でございました。あと画像を見ないで実際に閉鎖されますので、そのことに対する安全性の確保はなされるのかという御質問もございました。それから、ただいま柳村委員から、今回の水門、陸閘の閉鎖に限らず、生活とか産業振興とか、そういった観点からも光ファイバーの敷設をするべきではないかと、こういった御質問もあったところでございます。これらのことにつきまして、それぞれ説明申し上げたつもりでございまして、大別しますとこういった点で御質問を受けたというふうに理解してございます。

○**神崎浩之委員** それでは、細かく聞いていきますが、今回のシステムでありますけれども、広い意味で防災という観点なのですが、水門を遠隔操作でということは、既存の総合防災室のシステムとこのシステムとの接続というのは関係あるのかどうか。全く別なシステムでいいのか、これは単体なのか、それとも例えば今の既存の総合防災室のシステムと接続しなければならない、そういうふうなことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○**八重樫河川課総括課長** 総合防災室で所管している通常の津波に関する津波注意報、津波警報、それから大雨等々の情報伝達システムがございまして、これについては、主に警戒態勢を立ち上げるための音声とかファクスを用いたシステムでございまして、今回私どもが整備をしようとするのは、遠隔によって水門とか陸閘を監視、操作するというシステムでございまして、今ある総合防災室のシステムをそのまま活用するということができないため、全く別個に回線をつくるということでございまして、それと一番違うのが一個一個の水門や陸閘と回線を結ぶ必要があるということでございまして、そうすると今総合防災室が持っているものは県庁と市町村、それから県の合同庁舎と市町村、県庁と消防というようなルートの回線になりまして、それとは全く別なものを敷かなければならないということで今回の工事に至っているものでございまして。

○**神崎浩之委員** 今回の遠隔操作システムの先進事例として静岡県、それから今計画中で

ありますが、宮城県ということでありました。それは両方とも一般競争入札でやっているということなのですが、なぜ岩手県だけ随意契約でやるのかということをお伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 静岡県、宮城県のシステムの通信手段は、先ほどもお話ありましたが、光ケーブルあるいは地上無線ということで、従来から行われているものということで、標準的な仕様設計が可能なものというふうに聞いてございます。今回岩手県が光ケーブル系、それから地上無線系を検討した結果、どちらも初期投資がかかるということで、先ほど説明させていただいた結果、確実に、さらに精度がとれる衛星系を使うということに至ったわけですが、そちらは200基程度のものを一斉に監視、制御するというので、全国にも例がないことから標準的な仕様を決定することが県ではなかなか難しいため、こういった技術提案から全て提案していただくという方式のプロポーザルをとらせていただいたということでございます。

○神崎浩之委員 そういうことで衛星の活用ということですが、これはまだ全国で例がないということでありましたが、この衛星の活用方法もあるというようなことを当局のほうではいつごろから、どういうふうな経路で情報収集したのか。平成26年度中にもう既に学識経験者のほうに意見を聞いているということですが、当局ではいつごろこの衛星の活用についてどういう経路で情報入手したのか。

それから、もう一つあわせて、この衛星通信を使うとすばらしい精度だというふうな説明をしておられるわけなのですけれども、水門の開閉以外に、世界の例でもいいのですけれども、この衛星通信を使った遠隔操作の事例というのはどういうものがあるのかお伺いをしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 昨年度の当初、4月、5月は、やはり光ケーブルを主体として検討をしていた経緯があります。私も平成25年度から当職をやらせていただいておりますが、まだ幅広に検討している段階で光ケーブルを補填するものとしては、衛星回線というものをバックアップとして活用できるのではないかとすることは既に検討の俎上にはございました。それらを全部総合的に踏まえてやると非常にお金がかかるということで、今回予算的には180億円程度を措置しておりますけれども、400億円以上の初期投資がかかるものではないかという検討もしてございまして、あと維持管理も非常にかかるということで、まずバックアップで衛星ができるのであれば、それを主の手段として活用することも可能ではないかというふうに発想を転換し、あとは平成26年度に自動的に操作するという発想に転換して行って、学識経験者の方に9月に説明し、それから各市町村長には10月にかけて御説明差し上げて、今回の提案に至っているということでございます。

他の衛星系を活用して監視、操作するという事例については、こういった水門、陸閘への活用事例は特に把握してございません。

○神崎浩之委員 私が質問したのは、どういうルートでこの情報を得たのかということです。

それから、水門、陸閘以外で衛星を使った遠隔操作の事例について、外国のものでもいいのですが、あるのかということを知りたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 情報の収集に関しては、特にどこからということではなくて、まず一般的に光系、それから地上無線、それから衛星系というのは通信の手段としては、もともとあるものでございまして、それぞれの地形とか、条件に応じた長所、短所、これを我々の電気を専門とする技術者等もおりますので、そういった中で検討していったということでございます。

それから、水門以外の監視、制御を衛星でやっている事例ということなのですが、具体的にどこでどういうことをしているかということは把握してございませんけれども、一般的に衛星を活用した高度な制御とか監視はいろいろなジャンルで行われているかというふうに承知してございます。

○神崎浩之委員 質疑の中でもあったわけなのですが、ガイドラインでは二重化というふうなことを推奨しておりますけれども、今回は衛星の指令だけではないかなと思っているのですが、このガイドラインの二重化に対してはどういうふうな整理の仕方でしょうか。

○八重樫河川課総括課長 通信の手段としては衛星回線という通信の手段でございますけれども、その指令を出す統制局と申しておりますが、それを県庁にまず置く。それから、県庁以外にも釜石地区合同庁舎も仮定しておりますが、そちらのほうからも同じ操作、指令が可能なものを置くということで、これは二重化しているというふうに考えているものでございます。

○神崎浩之委員 通信手段は衛星のみというふうな理解をいたしました。

次に、プロポーザルについてなのですが、これも私はちょっと調べたわけなのですが、今回は価格が2割で、それから技術提案が8割ということでありまして、資料を見ると価格が安いところもあるわけなのですが、今回の金額について、6社について金額の開きというのはどのぐらいあるものなのか。48億円ですけれども、6社でやっておりますが、価格は20点ということになっておりますけれども、価格の開きというのはどういふふうになるのかお伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 価格の開きということですが、金額につきましては今審査いただいている途中で、契約が成立していない段階で、金額自体は今回のプロポーザルの技術提案に直結するものだとして解釈してございますので、金額は公開することはできないと考えてございます。お示ししている技術評価点の中の価格点のばらつきということで御承知いただきたいと思うところでございます。

○神崎浩之委員 きょう配付されております議案説明資料の8ページに見積価格ということで工事費、設計費を含むということで審査基準があるのですが、契約金額があつて、そしてここにこういう点数の計算式もあるものですから、計算できるのかなと思つて見てみたのですが、全くわからないのです。これというのは今回の契約金額から算定できるのですか。

○八重樫河川課総括課長 今委員のおっしゃった8ページの審査基準の中で見積価格点の審査式がございます。それから、7ページのほうには見積価格表がございますが、こちらのほうで一義的に幾らになるかという評点は恐らく計算はできないと思います。

○神崎浩之委員 次に、全体的なシステムの構成についてお伺いをしたいと思います。今回契約で、平成31年3月までにということなのですから、今回の事業費についてどこまで整備工事が含まれているのか、今回の主となる通信システムはどこまでなのか。それらに関連する事業とか工事もありますよね、例えば毎年の保守であったり、点検であったり、それから水門ができればそれとつながりますよね。ということなので、通信系の今回のシステムではどこまでの予算なのか、そのほかに点検や保守はまた別に業者と契約するのか、それから水門ができれば今度は水門と子機とかの設備とか、そういうふうなことはどういうふうに整備していくのか、またいつごろから始まるのか。今は水門ができているところもあるでしょうし、ないところもあるでしょうし、保守とか点検はいつごろから始まっていくのかということも含めて、全体の流れについて教えていただきたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 全体の流れということでございますが、議案説明書の1ページの中段から下に概要図というのがございます。黄色で示したところが先ほど申し上げました県庁あるいは釜石地区合同庁舎に置く統制局ということで、これらがJ-ALERTで津波警報等の信号を受けた場合に、衛星回線を介して各下の段の点線で囲まれた水門とか陸閘に設置したパラボラアンテナに一斉に閉鎖信号を送るというシステムでございまして、そのパラボラアンテナが受信して、実際水門や陸閘には扉を閉めるための動力、モーターがございます。これらはそれぞれ水門や陸閘の工事に附随して設置されますので、今回のシステムで整備するものではありません。これらの動力を発動させるための信号を送るまでが今回の工事の内容になります。それと別に各施設には遮断機、回転灯、アナウンスをするスピーカー、それから必要に応じて掲示板を設置する。こういった安全装置や警報装置は今回の工事には含まれませんので、これは別途管内ごとに今設計を進めておりますので、これは今年度から来年早々にかけて管内ごとに発注をしていきたいというふうに考えております。

それから、保守点検につきまして、今回のシステムは先ほどの技術提案審査の中に保守点検にかかる項目ということも提案していただいている。それも評価の対象にはなってございますし、各会社がいろいろな技術を独自で持っておられますので、このシステムに関してはまだ決定はしてありませんが、そういったことが可能な社にまず対応していただけるかというふうに考えてございますが、水門とか陸閘の工事、まずおおむね30年度までということで、それが完成し次第、個別にこういったシステムが運用できるように進めてまいりたいと考えてございます。

○神崎浩之委員 そこでシステムと、それから保守点検の契約は別個の会社もできるのか、やっぱり本体のシステムをとったところなのかというふうな疑問を持つわけなのですが、それはちょっと置いておいて、今後の整備の流れであります、統制局2カ所、制所24

カ所、それから子機 158 カ所となっておりますが、まだ水門ができてないところがあるのですけれども、その水門、陸閘の進捗状況はどうなっているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 水門、陸閘の個別の進捗状況、全ての状況は把握してございませんが、今復旧、復興のロードマップということで申し上げさせていただきますと、県土整備部所管の津波対策施設 65 の区域でこれまで 63 の区域を着工済みということでございます。さらに、17 区域では完成しているという状況で、これまた鋭意進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○神崎浩之委員 水門、陸閘の整備にあわせてやらなければならないですよ、平成 31 年 3 月までというふうなことになりますから、それもあわせて急ぎながら進めないとだめだと思っておりました。

この前の決算特別委員会で、東芝は技術不足で開発を中止した事案がある。それから、難航している事例があるということも指摘をさせていただきました。世界初、日本初という新しいシステムを岩手県が取り入れるということで、そういう心配というのはいないのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

また、新たな仕組みをつくるものであり、技術者がいるのかどうかというのが心配なのですけれども、お伺いしたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 技術提案の審査の時点ではどういう業者が参加されているかということは全く秘匿で審査をしていた。その中で、技術提案がすぐれていた、さらに価格点でも、総合点でも最上位だったということで選定した業者が結果として東芝だったということでございますが、こちらについて特別委員会等で技術不足、難航事例の御紹介もありましたけれども、一つ目の業者は東芝ソリューションというところで、株式会社東芝ではないということもありますが、十分な技術力は擁しているものというふうに考えてございますし、他の地方自治体でも契約事例が多々あるということでございます。

○神崎浩之委員 最後に部長に聞くのですけれども、今回私はちょっと疑問に思っている点は、他県では一般競争でやっているが本県では 48 億円の随意契約だったというのがありました。

それから、平成 26 年度から取り組んでいるようなのですけれども、今回の議案の直前になって提案されたと、議会の開会間際というふうなことであった。そして、その契約相手方が今いろんな面で日本でも、世界でも話題になっている企業だと、そういうところとの随意契約が突然出てきたというふうなことで、非常に疑問に思ったところが発端なわけですが、その後いろいろと信頼性とか、ガイドラインの二重化とかというふうなことも新たなシステムであるというふうなことも含めて、さらにいろんな疑問点が出てきたわけなのですが、これらについて我々の心配ないように進めていくというふうなことでありますけれども、そのことについて、我々の心配について部長から所見を聞いて終わりにしたいと思います。

○蓮見県土整備部長 何点か御質問をいただきました。

まず、今回追加提案をさせていただいたわけですが、私どもこのシステムを一日でも早く整備して実用を図りたいという中で、WTOの手続等をこなしながら相手方も特定して議案として提案させていただいたわけですが、その手続の関係で今議会での追加提案ということになってしまいました。議会運営委員会でも早く提案するよという御意見ございましたので、最終日の本日の提案ではなく、中日に提案させていただいたという次第でございます。

それから、他県の事例等では一般競争でございまして、本県ではプロポーザルによって業者選定して随意契約ということで提案させていただきましたが、これは今までに類を見ない高度なシステムを今回整備するということで信頼性の高い堅牢なシステムをつくるという目的を非常に重視しまして、プロポーザルにより契約相手方を選ぶというやり方をさせていただいたわけでございます。プロポーザルの結果の採点等につきましては資料を提出させていただいておりまして、この通りでございまして、結果的に技術提案の一番すぐれた株式会社東芝と契約させていただきたいということでございます。

それから、これから私ども議決をいただければ実際の整備に入っていくわけですが、内容につきまして委員会の先生方、それから市町村等にも十分説明をしながら、御理解を賜りながら進めていきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白澤勉委員 私のほうからもちょっと基本的なことを2点、確認の意味と理解を深めるために御質問させていただきたいと思っております。

このシステムは、第1統制局が県庁ということで、先ほども総合防災室ではないということだったのですけれども、これは県土整備部の河川課に設置するという理解でよろしいのかということが一つございます。

そして、このシステムの概要のところ、自動で県の統制局から閉鎖が必要な県内の各水門に命令が送られて云々かんぬんということのようなのですが、基本的なイメージをもう一度確認させていただきたい。この図では県庁の統制局が2局あって、あと制御所があって、そして消防署から光ケーブルで陸閘、水門につながっているような部分もあるのですが、もう一度ちょっとこの概要を改めて確認させていただきたいと思っております。

○八重樫河川課総括課長 システムの概要について御説明いたします。

説明資料の1ページの図でございますが、まず衛星が左上になっておりますが、こちらに国からの津波警報等の信号がこの衛星を経由して県の第1統制局あるいは第2統制局がキャッチするということが一つでございます。

第1統制局を県庁のどこに置くかということですが、アンテナは県庁の屋上に配置されるということでございます。それから、釜石市ですと釜石地区合同庁舎の屋上にアンテナをつり下げる。それが操作機器で受信を確認しまして、再度衛星のほうにそこから命令の

信号を打ち上げて、衛星を介して一番下の水門とか、陸閘とか、こちらのアンテナに命令を一斉に注ぐというようなシステムでございます。

図中の光ケーブルという実線がございますけれども、これは閉伊川水門とか、織笠川水門とか、船が航行する水門でございます、そこについては光ケーブルでも独自に操作ができるシステムとしてございますが、今回の工事での敷設ではございません。これについてはまた別途考えているところでございます。

○白澤勉委員 ちょうどイメージ写真のところに県庁の恐らく河川課の部屋みたいな写真があったものですから、だれかがいて、やるのかと思ひまして、そうではないということが確認できましたので、まずこの概要についてはわかりました。

それから、2点目については、地元企業への受注機会の確保の視点から御質問させていただきます。私も県土整備部で仕事をしていた平成十四、五年ごろに地元業者への受注機会の確保というような視点でいろいろと県内工事の機会も確保しておりました。今回の案件はWTOの政府調達基金の基準額を超えているというふうなこともあって、これについては理解はしてございますが、私はこれからの地域社会、岩手県が自立した地域を考えたときには、地域に必要なものは地域でまず調達する、あるいは地域の支え手であり、担い手であり、守り手である県土整備部の役割として、復興事業がこれから減少していく中でまず、守り手、担い手、支え手の建設業協会をしっかりとつくっていかねばいけないというのが、私の基本的な思いでございます、そういった中で、先ほども神崎委員から今回の工事に付随する維持管理だとか、保守管理の部分、そういった部分についてどういうふうな役割になっているのかというような御質問がありました。今後この工事に付随する部分だとか、全体のところで基本的な県内業者への発注というか、受注機会の確保というものをどうお考えなのか改めて確認させていただきたい。

○八重樫河川課総括課長 ただいま白澤委員からお話ありましたとおり、当該工事はWTO案件でございます、県内業者を優先するという取り扱いはできなかったものでございますが、今後発注する水門、陸閘の安全、警報設備等の工事につきましては、WTO案件以外の場合は県内業者で施工可能な工事は県内業者を優先するという、これまでの県の方針に変わりがないというところでございます。そういった工事に関する保守点検については、県内業者が参加できることになろうかというふうに考えてございます。

○白澤勉委員 私は陸前高田市での復興の現場を2年間経験させていただきましたが、今岩手県の復興の現場では全国でも注目される工事が非常にあります。県外からも視察が来たりして、この土木業界なり、そういう土木魂を持った方々がいろいろ視察されてきます。そういった意味合いからも、ぜひこの高い技術力が求められるような、そういった工事現場あるいはJVも含めてぜひ県内企業の方々にそういう技術力の継承というか、お互いに競い合い、高め合う競争、協調の精神の中で高めていく。そういった部分をぜひ地域の守り手である建設業の皆様方、土木、電気通信、建築も含め、そういう技術力の向上、維持管理なりメンテナンスなりは、基本的に地元で頑張ると。できない部分、高い技術力

とか、高度な専門性といった部分については、頼むところは頼むというような基本的なところで進めていただければと思います。

最後に、部長からお気持ちを確認して終わります。

○蓮見県土整備部長 白澤委員から御質問をお受けしたところでございますが、技術的に高度な工事ということで、規模の大きいものにつきましては特定JVの制度を導入しまして、JVで請け負っていただいているケースが多々あります。こういったところでは、大手のゼネコンに加えて地元建設企業が元請として入り、共同施工いたしますので、そういった場を通じてさまざまな技術の継承とか、共同で工事を行っていくことで、ノウハウの継承、伝達がいろいろできると思います。また、それ以外の工事につきましても建設業協会ともよく連携をとりまして、見学したり、あるいはいろんな勉強する機会を今後ともつくってまいりたいというふうに思っております。

それから、最初に県内企業への発注についての御質問がございましたけれども、これからも復旧、復興工事がたくさん出てまいりますので、県内企業でできるものは県内企業でということ是十分意識した上で、意を用いて発注業務等に当たっていききたいというふうに考えてございます。

○佐々木宣和委員 大分理解が深まってきたところかと思うのですが、1点だけ、かなり新しいシステムというところで、保守管理について伺いたいのですが、結局それを全部東芝に任せるとなると、岩手県としてこのシステムがきちり動いているかどうかというチェックをどうやって確保していくかという部分を伺いたいのです。恐らくきちりネットワークが動いているかというのも、テストも自動化されて、そのレポートだけもらうというだけだとちょっと不安なのかと思って、岩手県として、システムがきちり動いているかどうかというチェックは、どうやってやる予定なのか伺いたいです。

○八重樫河川課総括課長 ただいま提案してございます工事の中で、毎日必ず試験通信を各施設に行うというシステムを取り入れておりまして、我々職員が確認できるということになっております。それがもし不達の場合は、すぐに保守点検のほうに指示を出して、すぐ補正をしていただくというようなシステムを考えてございます。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 54 号高田地区海岸砂浜再生（試験施工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** 議案（その 5）の 3 ページをお開き願います。議案第 54 号高田地区海岸砂浜再生（試験施工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

高田地区海岸砂浜再生（試験施工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の内容について説明いたします。議案説明資料の 10 ページをお開き願います。工事名は、高田地区海岸砂浜再生（試験施工）工事。工事場所は陸前高田市高田町地内、契約金額は 6 億 6,409 万 2,000 円で、請負率は 93.98%、請負者は株式会社佐賀組であります。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により流出した高田地区海岸の砂浜再生のため、養浜工の試験施工を実施する工事であります。工期は 263 日間で、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うものであります。

11 ページに入札結果説明書、12 ページに入札調書を添付しております。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 55 号災害公営住宅（釜石市松原地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 56 号災害公営住宅（釜石市嬉石第 1 地区）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上 2 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤宮繕課長** 議案第 55 号災害公営住宅（釜石市松原地区）新築（建築）工事の請負

契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 56 号災害公営住宅(釜石市嬉石第 1 地区) 新築(建築) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを一括で説明させていただきます。

最初に、議案第 55 号について説明いたします。議案(その 5) の 4 ページをお開き願います。災害公営住宅(釜石市松原地区) 新築(建築) 工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の内容について御説明いたします。議案説明資料の 13 ページをお開き願います。工事名は災害公営住宅(釜石市松原地区) 新築(建築) 工事、工事場所は釜石市松原町 3 丁目地内。契約金額は 12 億 1,716 万円で、請負率は 91.85%。請負者は、株式会社八幡建設・株式会社小松組復旧復興建設工事共同企業体であります。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであり、災害公営住宅 60 戸、鉄筋コンクリート造 6 階建ての共同住宅を新設とともに駐車場整備などの外構工事を行うものであります。工期は 420 日間で、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うものでございます。

14 ページに配置図を添付しております。網かけのある住棟部分が今回整備されます建物の位置となっております。

なお、15 ページに入札結果説明書、16 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第 56 号について説明いたします。議案(その 5) の 5 ページをお開き願います。災害公営住宅(釜石市嬉石第 1 地区) 新築(建築) 工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の内容について御説明いたします。議案説明資料の 17 ページをお開き願います。工事名は災害公営住宅(釜石市嬉石第 1 地区) 新築(建築) 工事、工事場所は釜石市嬉石町 2 丁目地内。契約金額は 9 億 4,489 万 2,000 円で、請負率は 89.52%。請負者は、樋下建設株式会社であります。

工事概要でございますが、本工事は東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の整備を行うものであります。災害公営住宅 52 戸、鉄筋コンクリート造 5 階建ての共同住宅を新設とともに駐車場整備などの外構工事を行うものであります。工期は 420 日間で、平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うものでございます。

18 ページに配置図を添付しております。網かけのある住棟部分が今回整備されます建物の位置となります。

なお、19 ページに入札結果説明書、20 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 基本的な確認でございます。議案第 55 号の釜石市の松原地区、それから議案第 56 号の嬉石地区のこの浸水シミュレーション上で、恐らく 1 階とか、あるいはポンチ絵を見ますと 1 階から 3 階くらいまで住宅でないように見えるのですが、住居は 6 階建てのうち何階から設計されているのか。そして安全性の確保といたしますか、甲子川のそばで建設されていますけれども、湾口防波堤との絡みでシミュレーション上間違いのない、問題ないとは思いますが、ちょっとそれについて確認させてください。

○伊藤宮繕課長 まずは、建物の概要ですけれども、イメージ図ではちょっと着色した部分と、それから白い部分と分かれておりますけれども、いずれの地区におきましても 1 階部分はとりあえずピロティスペースということで、住棟部分については 2 階以上部分で計画しておるところでございます。

それから、建物の防潮堤等、海岸保全計画を整備した後の安全性の確保ということのお話でしたけれども、当初災害公営住宅の整備を行うということで釜石市との調整を行った上で建設場所の選定を行ったところでございますけれども、釜石市におきましてはまとまった地区の場所の選定がなかなか難しいということで、当初は 2 メートル以上の浸水区域では災害公営住宅を建設しない方針でしたけれども、災害公営住宅が整備をされた後も含めまして、例えば先ほど言いましたように居住部分を浸水しないような設計にするとか、あるいは防潮堤が整備されるまでの間は居住者が安全に避難できるような避難方法を居住者に周知するといったような、いわゆるソフト面あるいはハード面の対策を講ずることで安全性を確保するというので、今回こういった計画とさせていただいたところでございます。

○白澤勉委員 結論的には安全性の確保は保たれる、あの日、あのときの津波が来たときには湾口防波堤が整備されれば、シミュレーション上は今の 2 階以上のところの安全性は確保されるということで理解しましたが、参考までに湾口防波堤はいつごろまでに完成する予定になっているのか。国の事業かと思うのですけれども、よろしくお願ひします。

○千葉港湾課総括課長 釜石市の湾口防波堤ですけれども、現在のところ平成 29 年度完成を目途に工事を国で進めております。

○白澤勉委員 ぜひ安全性の確保、そしてハード、そしてソフト対策をしっかりと行っただきながら、やはりコミュニティーの確保にも配慮していただきながら進めていただきたいと思ひます。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。